

猛暑時間帯における現場作業回避に係る試行要領

1 概要

新潟県土木部及び交通政策局が発注する工事及び業務委託においては、受注者から「建設工事における猛暑対策事例集」※を参考とした施工時間の変更等について協議があった場合には、現場条件や対策の必要性を鑑みて適切に対応することとしている。

本要領は、特に猛暑時間帯における現場作業回避についての取扱いを定め、試行するものである。

※『建設工事における猛暑対策サポートパッケージ』においてまとめられた事例集

2 目的

本要領は、早朝・夜間作業その他の方法により、猛暑時間帯における現場作業を回避し、労働者の健康と安全を確保するとともに、熱中症リスクの低減を図ることを目的とする。

3 対象工事等

原則として、すべての土木工事（営繕工事を除く）、港湾工事、及び業務委託を対象とする。

また、本要領の適用前に契約した工事・業務についても対象とする。

4 実施方法

受注者は、本要領に基づき猛暑時間帯における現場作業回避を実施する場合は、事前に打合せ簿により発注者と協議するものとする。

作業回避の方法は、作業時間帯の変更及び実作業時間の短縮による。

（作業時間帯変更の例）

- ・ 8時～17時(8時間+休憩1時間)→6時～15時(8時間+休憩1時間)(作業開始時間の前倒し)
- ・ " " →20時～翌5時(8時間+休憩1時間)(作業時間帯の夜間への変更)

（実作業時間短縮の例）

- ・ 8時間+休憩1時間→6時間+休憩3時間(休憩時間の延長)
- ・ " " →6時間+休憩1時間(早期作業完了)

発注者は、早朝・夜間作業等に係る警察や地元等への協議について、必要に応じて協力する。

5 作業時間帯変更による労務費の補正

本要領に基づき通常勤務時間帯（8時～17時）を外して作業する場合は、「積算基準〔1 一般土木〕県版 2 労務費 (3)」に基づき次のとおり取り扱うものとする。

- ・ 所定労働時間内で17時～20時、及び6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。
- ・ 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

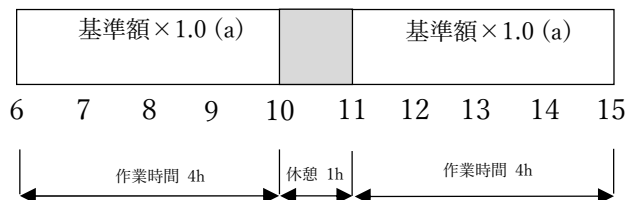
なお、本項は通常勤務時間帯（8時～17時）を外して作業する場合の取扱いを示したものであり、通常勤務時間帯を超える時間外作業又は2交替・3交替による作業を行う場合は、「積算基準〔1 一般土木〕県版 2 労務費(1),(2)」によるものとする。

また、夜間作業に伴う照明に要する費用は、共通仮設費における安全費に含まれるため、別途計上は行わない。

6 作業回避の例

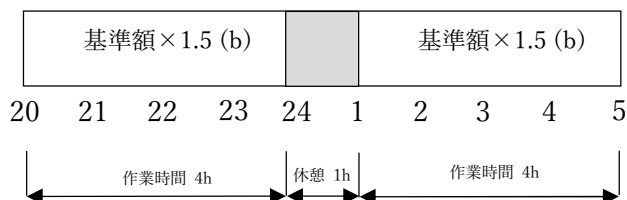
例 1:『建設工事における猛暑対策事例集 1-4 作業開始時間の前倒し』

- ①作業時間帯変更により、6 時～15 時(8 時間+休憩 1 時間)に作業を行い、熱中症による死傷者発生数の多い 15 時台より前に作業完了する場合



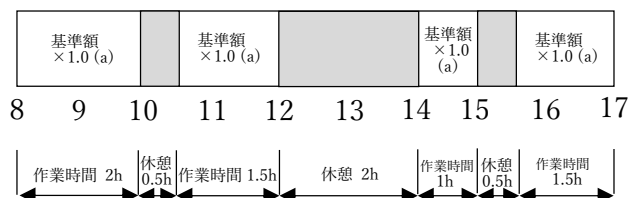
例 2:『(事例集なし) 作業時間帯の夜間への変更』

- ②作業時間帯変更により、20 時～翌 5 時(8 時間+休憩 1 時間)に作業を行い、高温時間帯における作業を回避する場合



例 3:『建設工事における猛暑対策事例集 1-4 休憩時間の延長』

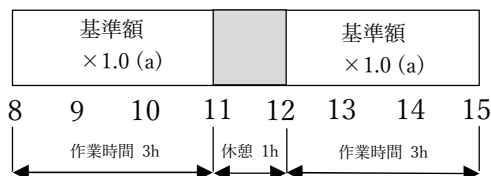
- ③8 時～17 時(6 時間+休憩 3 時間)に作業を行い、休憩時間を十分に確保することにより実作業時間を短縮^{※1}し、熱中症リスクを低減する場合



※1 別途、実作業時間短縮による工期・履行期間の延長が可能(本要領 7)

例 4:『(事例集なし) 作業時間の短縮による早期作業完了』

- ④実作業時間の短縮^{※1}により、8 時～15 時(6 時間+休憩 1 時間)^{※2}に作業を行い、熱中症による死傷者発生数の多い 15 時台より前に作業完了する場合



※1 別途、実作業時間短縮による工期・履行期間の延長が可能(本要領 7)

※2 後述により日数を付与するため、労務単価に 6/8 を乗じるなどの補正は行わない

7 実作業時間短縮による工期・履行期間の延長

実作業時間の短縮により作業日数の増加が必要な場合は、受発注者間の協議のうえ、必要日数について工期・履行期間を延長することができる。

延長に係る付与日数は、作業回避の実施期間中に生じた短縮累計時間に基づき算出するものとする。

付与日数は、原則として次式により算出する(小数点第1位を切上げ)。

$$\text{付与日数} = \text{短縮累計時間} \div \text{所定労働時間}$$

短縮累計時間とは、1日当たりの所定労働時間から実労働時間を差し引いた時間を累計したものをいい、下記の例を参考にすること。

(例) 作業時間を8時間から6時間に短縮し、30日間実施(延長期間中は短縮しない)の場合

$$\text{短縮累計時間} = (8\text{時間} - 6\text{時間}) / \text{日} \times 30\text{日} = 60\text{時間}$$

$$\text{付与日数} = 60\text{時間} \div 8\text{時間/日} = 7.5\text{日} \rightarrow \underline{8\text{日を付与}}$$

また、延長期間中においても実作業時間の短縮を行う場合は、下記の例を参考にすること。

(例) 作業時間を8時間から6時間に短縮し、30日間実施(延長期間中も短縮)の場合

$$\text{短縮累計時間} = (8\text{時間} - 6\text{時間}) / \text{日} \times 30\text{日} = 60\text{時間}$$

$$\text{付与日数} = 60\text{時間} \div 6\text{時間/日} = 10\text{日} \rightarrow \underline{10\text{日を付与}}$$

なお、工期・履行期間の延長に伴い、仮設材や交通誘導警備員等の必要日数についても、受発注者間で協議のうえ、適切に算定すること。

8 その他

猛暑時間帯における現場作業回避以外の取扱いは、「建設工事における猛暑対策事例集」を参考として、受発注者協議により対応すること。